

別記様式 聴・第9号

新潟県公安委員会告示第98号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月19日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

記

1 聴聞の期日

令和8年9月2日 午後1時

2 聴聞の場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部聴聞室